

## 障がい者相談支援事業による「恵庭市基幹相談支援センター」の設置について

### 1. 「恵庭市基幹相談支援センター」設置について

本市では恵庭市障がい者総合相談支援センターにおいて、相談支援機能強化事業として総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を継続してきましたが、障害者総合支援法の改正により令和6年4月1日から「基幹相談支援センター」の設置が市町村の努力義務となったことから、既存の障がい者総合相談支援センターを分割し、新たに「基幹相談支援センター」を設置します。

### 2. 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、障害福祉分野に関わる地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の虐待の防止等の援助、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、関係機関のネットワークづくり及び地域づくりの役割を担います。

### 3. 設置方法

現在、令和7年度末までを期間として社会福法人恵庭光風会と委託契約を締結している「恵庭市障がい者相談支援事業委託業務」の仕様書を別表のとおり変更し、契約変更を行うことで設置します。なお、変更に伴う業務、人員、契約金額の変更はありません。

### 4. 設置日

令和7年11月1日

### 5. その他

恵庭市基幹相談支援センター事業実施要綱を策定し、必要な事項を定めて、設置の届出等を行います。また、福祉事業者や障がい者団体で構成している恵庭市障がい者地域自立支援協議会を通じて周知を行います。

別表

変更前	→	変更後
1. 名称・機能		
障がい者総合相談支援センター	→	障がい者総合相談支援センター 基幹相談支援センター
2. 業務		
①障がい者相談支援事業		
①福祉サービスの情報提供等	→	①福祉サービスの情報提供等
②各種支援施策に関する助言指導		②各種支援施策に関する助言指導
③社会生活力を高めるための支援		③社会生活力を高めるための支援
④ピアカウンセリング		④ピアカウンセリング
⑤権利擁護のために必要な援助		⑤権利擁護のために必要な援助
⑥専門機関の紹介		⑥専門機関の紹介
⑦相談支援機能強化事業		
⑦相談支援事業者の指導助言	→	⑦相談支援事業者の指導助言
⑧相談支援事業者の人材育成支援		⑧相談支援事業者の人材育成支援
⑨自立支援協議会及び同部会の運営		⑨自立支援協議会及び同部会の運営
⑩学校や企業等の情報収集等		⑩学校や企業等の情報収集等
⑪住宅入居等支援事業		⑪住宅入居等支援事業
⑫就労相談・就労支援事業	→	就労相談・就労支援事業
⑬虐待防止センター	→	虐待防止センター
3. 人員体制		
センター長1人区	→	センター長1人区
5人区		2人区
		3人区